

審 査 基 準

平成 1 9 年 7 月 2 5 日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 2 2 条第 6 項
処 分 の 概 要 : 警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第 4 3 条第 3 項 (警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日
申 請 先 : 警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は警察署生活安全課 (係)
備 考 :